



国語の授業で

先日実施した校外学習(遠足、修学旅行)で印象に残ったことについて、国語の授業を利用して俳句にしてみることにしました。
多様な作品が発表されましたが、中にはよく似たものもありました。



A子さんとB夫君は同じ班で歴史公園に行ったんだね。俳句はよく似ているけれど、A子さんとB夫君はそれぞれ何に感動したの？

教師のための解説

俳句や作文は自分の思いをつづったもので、小説や歌詞などと同様に著作物です。また、子どもが作った作品であっても、著作物を創った人には著作権が生まれます。

A子さんとB夫君の俳句がよく似ているとしても、それぞれの思いに基づく表現であれば独自に創作されたものですから、著作権の侵害にはなりません(どちらかが意識的に他人の作品を自分のものとして偽るような場合には、多少の違いがあっても著作権の侵害とされる場合があります。)。

学習の過程では、優れた作品を見本にするなどして技法を身につけることがあり、このような学びは大切ですが、他人の作品のよさを感じてその影響を受けながら自己の感性や技術を内面的に高めることと、他人の作品自体を自分のもののように利用するために単に模倣することとは異なります(例えば、画風やテクニックは著作物ではありませんので、その方法や技術を真似することは著作権を侵害することにはなりません。)。

他人が気持ちをこめた作品を、よくできているからといって断りなく自分の作品であるかのように発表することは、相手の気持ちを傷つけることになることに気づかせるようにしましょう。

A子さんとB夫君の俳句はよく似ているけれど、感動したところは違うし、真似をしたんじゃないんだね。みんなも自分が感じたことを自分で工夫して表現してみよう。

